天竜川における流出材木の流通と下流域沿岸住民の対応

── 明治期から昭和初期を中心として ──

山下琢巳

- I. はじめに
- Ⅱ. 天竜川における材木流通の推移
 - (1) 商業的林業の成立過程
 - (2) 製材業の推移
- Ⅲ. 天竜川における材木流通の構造
 - (1) 資金の流れと中・下流域の関係
 - (2) 流出材の発生と流筏の体系
- IV. 天竜川における流出材の処理とその帰属 権
 - (1) 流出材の実態と回収の行程
 - (2) 流出材発生の具体例
- (3) 沿岸村が持つ権利と流出材との関係
- V. おわりに

I. はじめに

本稿は、天竜川中・下流域を事例に、明治 時代中期以降急速に発展した材木流通の中から、増水とともに大量に発生する流出材の取 扱いに着目し、水害多発地域である河川下流 域と、材木の生産地域である河川中流域との 関係の変化を通して、下流域住民の果たした 役割とその意味を明らかにすることを目的と する。

日本の河川は、夏季を中心とする大量の降雨により、特に下流域に広がる沖積平野において洪水被害を数多く引き起こしてきた。これら水害常襲地域の研究に関して、地理学の分野では、治水史的視点とともに、河川下流

域の景観的特徴を手がかりに、直接的あるいは間接的な洪水被害が地域に及ぼす影響を水害抵抗性¹⁾としてとらえてきた。そして社会経済状況に応じて、いかに地域が存立してきたのかを、その中に展開される様々な生業活動や社会構造から明らかにしてきた²⁾。その結果、自然堤防上の集落や土地利用、その結合体である輪中の存在、あるいは水防組合の結成、地主制進展の度合などが、洪水が起こることを前提として存在しており、水害常襲地域特有の景観的特徴や、社会構造として描き出されてきた³⁾。

筆者も,このような観点を重視し,これま でに天竜川下流域を事例に水害常襲地域の社 会構造の一端を明らかにしてきた。そして当 該地域の水害を前提とした社会構造は,江戸 時代後期に水防組合の結成という形で浸透 し、明治期以降その特質を大きく変えながら 治水事業が行われてきたこと, そして堅固な 堤防が完成した明治末期以降は、堤防や水制 工の維持,補修を行う機会が著しく減少し, 農業生産への比重が高くなっていくことを示 した⁴。他の河川下流域に関する研究では、 例えば先述した輪中景観で知られる木曽三川 の乱流地帯について、詳細な検討がなされて いる。この中では、江戸時代の新田開発に端 を発する農地の増加が洪水を誘発していたこ と、開発の結果、乱流網の一部に過ぎないよ うな中小河川にまで利害関係が複雑化し, し

キーワード:流出材木、中流域材木問屋、下流域材木問屋、下流域沿岸住民、天竜川流域

かも土木技術的な問題から近代に至るまで流域全体を見通した河川改修が困難であったことが,輪中景観の形成と維持をもたらした要因であったことなどが示された⁵⁾。信濃川については,平野が低湿であったため一度洪水被害が発生すると,排水に何日もかかっていたこと,また,これらを改善するための河川改修や,放水路の開削計画が幾度となく頓挫した経緯が,河口に位置する新潟港の水位減少との関係から論じられてきた⁶⁾。

このように水害常襲地域の研究においては、物理的に洪水被害の大きい河川下流域の沖積平野を対象とし、そこに存在する地域構造を把握することに重点を置きながら個別の研究が深化してきた。しかし、水害常襲地域の存立基盤は、河川下流域内のみに完結しない場合を考慮する必要がある。地理学では、これらに関しては多くの考察が加えられてきたとは言い難い。

治水史の研究では、大熊によって利根川東 遷以来、為政者がどのように利根川を制御し ようとしてきたかが詳細に検討されている っ。このほかにも、明治時代における淀川、 大阪港開発と、その水源地帯である琵琶湖周 辺のハゲ山と天井川の関係に言及したものが みられる⁸⁾。しかし、これらは土木工学の観 点から治水事業をみたものであり、そこに展 開される生業活動とは切り離して議論がなさ れている。

一方,河川の上・中流域に相当する山村地域の研究に関しても同様である。山村地域研究は,高度や日照,平地の少なさからくる農業生産性の低さといった,平野部に比較して条件の不利な要素を持つということを前提として,集落地理学や社会地理学の分野を中心として研究が行われてきた⁹⁾。このうちとくに地域経済的側面に関連する諸分野では,山村の存立基盤としてもっとも重要であった林業に注目し,先進地域であった奈良県吉野地方や,長野県木曽地方などを事例に,主とし

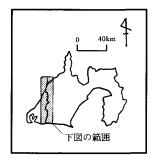
て林業経営を中心とした分析がなされてきた¹⁰⁾。地理学の視点から林業地域を捉え直した藤田は、天然林の採取林業から、育成林業への転換期やその地域性に注目し、全国の林業地域の形成過程を論じた¹¹⁾。材木の再生産を目的とし、副次的に治山につながる育成林業の展開は、河川をひとつの流域圏としてらえる場合には重要な視点である。また、材木が河川を介して上流から下流に輸送されることに付随する、人や資金の動きも検討されている。これは、いわば上流に立脚点を置いて、下流域との関係をも視野に入れた研究であり、興味深い。

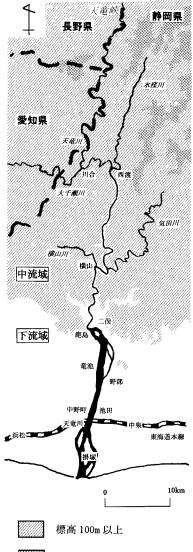
本稿において取り上げる天竜川中流域の林業研究では、焼畑用地として重要であった山地が、江戸時代中期以降天竜川本支流への搬出が容易な地域から植林が進行していき、明治時代に金原明善による一連の植林活動により育林林業が急速に展開したことが示された¹²⁾。

また、輸送路としての河川に着目した場合、舟運とそれに付随する河岸の有無は、流域の経済活動を考察する上で重要な指標となってきた。しかし、天竜川をはじめとするいわゆる「東海型河川」¹³⁾と称される河川では、いずれも舟運が未発達か、あっても一部の区間に限定されていた。網状に乱流し、一年を通じて河床の通水量の増減が大きいこれら河川の特徴は、そのまま舟運に向かないという大きな要因ともなっていた。その際、河内交通において重要な役割を果たすのが筏であった。天竜川における筏は、大塚が浜松市街の工業化の過程で重要な要因として指摘したように¹⁴⁾、林業の発展と下流域とを結び付ける重要な存在として位置づけることができる。

しかし、これまでの天竜川中流域に関する 研究は、林業経営や、その前段階の土地利用 のあり方を検討したものであり、下流域との 関係は材木輸送を通じた河口港、掛塚との関 係から言及されるにとどまってきた。

そのため本稿では、明治中期以降の都市の 発展や、産業の大規模化に伴って急速に増加 した材木需要と, 水害常襲地域である天竜川 下流域を結び付けるものとして、流出材の取 扱いに注目する。流出材は、本来天竜川中流 域から筏流しされる材木が、河川の増水に伴 い筏組みされる前に流出することから発生す る。流出材は、増水時の水流に乗じて堤防や 水制工といった治水施設、あるいは橋桁に損 傷を与えたり、大量に漂着した場所では水勢 そのものに変化を与えるなど、洪水被害を助 長する危険性を有するものであった。しか も, 材木流通においては,「商品」であるた め, その取扱いには権利関係が発生し、対応 に苦慮する「厄介」な存在であった150。なお 本稿では、材木流通を指標とするため、材木 の産出が少なく, また自然条件も平野に準じ た性質を持つ上流域の伊那谷は、検討の対象 としていない。天竜川は伊那谷を流れた後, 天竜峡から狭窄部に入り,河口から約20km 上流の静岡県天竜市二俣において沖積平野へ と流れ出る。天竜川流域は江戸時代以来、こ の狭窄部南部を中心とする標高300~1000m にかけての山地から木材を産出してきた。本 稿においては、この狭窄部南部の愛知県奥三 河地方・静岡県北遠地方の県境地域から、谷 口集落にあたる二俣までを天竜川中流域と し、二俣以南の沖積平野である下流域と区別 して論考を進めていく(図1)。そして、第 Ⅱ章において統計等を用いて, 材木供給地で ある中流域と、その集散地である下流域との 機能分化の実態に言及し、材木流通の経済構 造を概観する。そして、第Ⅲ章において材木 問屋の立木売却方法によって流通構造を把握 し, その中に流出材を位置づける。そして第 Ⅳ章において流出材の取扱いとその帰属を下 流域住民の間で起きた訴訟の内容から検討し ていく。なお、流出材の数量把握、流通の差 配は、天竜川流域に存在した材木商同業組合







■ ■ 県境

図1 研究対象地域 (20万分の1地勢図「豊橋」1887年編集をもとに作成)

によって管理されていた。本稿ではそれら組 合業務にかかわる帳簿類を必要に応じて利用 し、流出材の実態解明を行った。

Ⅱ. 天竜川における材木流通の推移

(1) 商業的林業の成立過程

天竜川流域においてもっとも林業が発達し た地域は、 奥三河から北遠にかけての一帯で ある16)。これらの地域では、奈良県の吉野地 方や, 長野県の木曽地方といった先進林業地 帯とは異なり、明治期以降に商業的な林業が 本格的に導入された17)。しかし江戸時代初期 に、幕府の命を受けて行われた角倉了以によ る舟運路開削事業¹⁸⁾ は、流域の林産資源の 利用を目的としていたほか, 江戸の寛永寺造 営のために材木の切り出しが行われたといわ れ、すでに天竜川流域の材木が利用されてい た。一方、狭窄部北部の信州側においては、 江戸時代中期に金納に変わるまでの間, 伐採 した材木を年貢として上納していた¹⁹⁾。江戸 時代中期になると、「勝木家年々覚書」20)の中 に,「十二月二十五日より七日迄大坂大火 (天明9年)」や「正月拾日十一日江戸大火 (寛政6年)」といった記述がみられるように なる。中流域の村では, 江戸や大坂といった 大都市や, 地方の城下町等で大火がいつ起 こったかという情報を記録していた。これ は、中流域の村々が材木需要の増加する時期 を把握し, 商品としての材木の価値を認識し ていたことを示している。天明期以降になる と, 立木の伐採に関する年季山証文が数多く 存在しており21), 江戸時代中期は, 天竜川流 域での材木流通が確立された時期としてとら えることができる。

しかし、中流域の各村は、先述した信州と 異なり、榑木といわれる材木の物納による年 貢上納を行っておらず、耕地から収穫される 畑作物等を売却することで年貢の金納を行 い、自らの現金収入源としていた。この地域 における常畑の平均所有耕地は約2.8反であ り²²⁾,しかも、急峻な山地に沿って集落が展開しているため、しばしば土砂災害によって畑が流出することもあった。そのためこの地域の山林は、江戸時代以来、不安定な常畑を補うための焼畑として利用された。そして焼畑の跡地に三椏や茶を植え付けたり、広葉樹を原木とする椎茸栽培を行い、商品作物を生産していた²³⁾。

明治19 (1886) 年になると、下流域右岸に位置する安間村の名主であった金原明善が、下流域の治水と中流域の治山を同時に行う目的で植林事業を開始した。下流域に居住し、中流域に山林を所有していなかった金原は、中流域での山林買収を試みるが、当初は住民の強い反対にあって山林の取得は容易ではなかったという²⁴⁾。これは中流域住民が、植林によって土地利用が固定され、焼畑や商品作物生産の場が限定されることを嫌ったためと考えられる。

金原が植林を行うために取得した山林は、 瀬尻地区の官有林拝借地600町歩であり、これらはいずれも中流域住民の利用の及ばない 山林であった。

金原の植林事業が拡大してくると、中流域 住民も材木の経済性の高さに刺激されて、 徐々に焼畑から山林へと土地利用を変化させ た。しかしこの時期においても、植林を行っ た土地は、急斜面で焼畑をしても農地として 維持できないような場所や、日当たりの悪い 谷筋等であった。比較的傾斜が緩く、日当た りのよい場所は、依然として焼畑の農地とし て利用されていた²⁵⁾。

植林事業が拡大し、機械での製材が導入されると、植林から立木の伐採、その運び出しに至るまでの過程が分業化され、それぞれ専門的な技術者集団が生まれることとなった²⁶)。

切り出された材木は、沢を管流しされ、天 竜川本流との合流地点において一時的に貯木 された²⁷⁾。天竜川本流では、享保10 (1725) 年 以降材木の管流しが中止されていたため²⁸⁾、 材木は合流地点において筏に組まれ、下流に 流送された。貯木と筏組を行うこのような場 所を「土場」といい、天竜川本支流の合流点 に多く存在していた。鉄道開通以前には、材 木は天竜川河口の港である掛塚まで運ばれ、 多くは東京に向けて海路運搬された²⁹⁾。明治 9(1876)年に東京に運搬された材木の地方 別移入量によると、遠州材は紀州材に次いで 第2位の地位にあり、鉄道開通以前から東京 との材木取引が盛んであった³⁰⁾。

明治22 (1889) 年に金谷・浜松間の開通を もって東海道本線が全通すると、 筏組された 材木は、鉄道橋から至近の中ノ町村、和田村 と、その対岸の池田村付近で陸揚げされるよ うになった³¹⁾。明治31(1898)年には天竜川 鉄橋から約1km西側の和田村半場付近に天 竜川駅が開設され³²⁾, 筏の荷揚げ場との間に 貨物線が敷設された。対岸の池田からは、明 治42 (1909) 年に中泉駅までの約4kmの区間 に軽便鉄道が敷設され、材木の輸送が行われ た33)。両駅での材木の出荷量をみると、天竜 川駅では明治36(1903)年の約1.5万トンか ら大正8(1919)年の約7.5万トンという4倍 以上にまで増加していることがわかる。中泉 駅では明治36年から41(1908)年までの間に 約10倍近い増加が見られる(表1)。大正13 (1924) 年については、材木の入荷量も示し ている。本表から,入荷量より出荷量の方が 圧倒的に多いという天竜川・中泉の両駅の特 徴がうかがわれる。そして、駅から貨車で運

表1 天竜川付近東海道本線各駅における 材木出入荷状況

(単位:トン)

年 次	出·入荷	天竜川	中泉	浜松
明治36(1903)	出荷	14,846	127	2,117
明治41(1908)	出荷	26,392	12,470	390
大正 8 (1919)	出荷	75,657	12,270	2,529
大正13(1924)	入荷	18,961	4,247	29,726
八正13(1924)	出荷	60,645	14,180	8,605

(『鉄道輸送主要貨物数量表』より作成)

搬されるという性質上、浜松に向けた需要ではなく、遠距離に向けたものであったことが 知られる。

天竜川中・下流域は、明治時代後期に鉄道の開通と材木需要の増加が重なり、分業化された林業地帯へと変貌を遂げたものとして捉えることができる。

(2) 製材業の推移

鉄道開通以前の明治12(1879)年に、掛塚 から海路出荷された物資を挙げてみると、材 木関係の金額が約26万円であるのに対し、そ れ以外の物資はおよそ8分の1と少額である (表2)。掛塚において最も重要な移出品は, 中流域から産出される材木と, その加工品で あったことがわかる。これら材木出荷の内訳 を詳しくみると、金額の上でもっとも多いも のが「杉大貫」といわれる杉の板材であ り、二番目に高額なのは屋根材として利用さ れた「柿板」となっている。この他に金額上 位のものとしては各種の「角材」がみられ る。このように、天竜川を通じて掛塚から出 荷される材木は、ほとんどが板材、柿板、角 材を中心とした加工品であり、伐採後に流域 において付加価値を付ける加工を行い、出荷 される形態となっていた。

つぎに天竜川流域の材木加工場の立地に注目する(図2)。流域に存在した製材工場の分布をみると、明治10~20年代までの製材工場は、小規模な工場が山間部の中流域に存在している。その中でもとくに、明治20年代における工場数の増加が顕著である。

明治30年代になると、それまで機械製材のほとんどなかった下流域において、大規模な製材所が出現してくる。さらに明治40年代になると、下流域には50人以上の規模を有する製材所が3工場、11~49人規模の製材所が5工場増加しており、とくに東海道線に近接した右岸の和田村付近にその集中が著しくなっている。

表 2 掛塚港より移出された物品-明治12(1879) 年-

品名(材木関係)	数量	金額(円)	品名(材木以外)	数量	金額(円)
	2,409,723挺	92,681	操綿	941個	12,703
柿板	215,616個	53,904	米	1,769俵	5,133
杉中貫	1,661,895挺	33,237	石灰生石	349,186	2,530
杉四分板	2間入 52,971束	21,188	石灰	11,733俵	1,466
雑木	尺〆13,733本	19,617	葉煙草	75個	1,340
桧角	尺〆12,565本	12,565	砂糖	607個	1,214
杉角	尺〆9,865本	7,588	綿香	1,370個	1,170
松角	尺〆2,781本	3,436	炭	2,929俵	878
杉板子	1721本	2,458	芋麻	4,142 €	828
桧板子	尺〆1,121本	2,242	串柿	322個	483
桧四分板	2 間入 1,983束	1,322	製茶	78個	468
桧一六分板	1 間入 1,788束	1,192	青石	1,392 🖍	417
椴四分板	2 間入 2,950束	1,180	艪腕	1,751挺	375
槻角	尺〆441本	1,103	藍玉	46個	276
桧八分板	1 間半入 1,349束	1,011	太藺筵	102個	204
椴板子	670本	831	竹皮	61個	183
栂角	尺〆481本	819	粉糖	373俵	171
椴一六分板	1 間入 2,015束	806	竹	3836本	153
杉皮	3 間入 2,109束	790	干薑	95俵	142
松敷居	8,643挺	576	焼酎	7石5斗	128
椴角	尺〆584本	450	種油	17樽	119
槻板子	131本	439	椎	17個	102
杉六分板	1 間半入 709束	354	茶実	46俵	80
桧丸太	尺〆81本	271	蜜柑	63個	31
杉五分板	2間入 510束	255	ボロ	26個	26
椴六分板	1 間半入 593束	254	香実	10俵	16
桧敷居	1,945束	243	古綿	11個	16
背板	4,750束	237	醤油	12樽	(
朴板子	82本	164			
楠板子	78本	156			
椴八分板	1 間入 300束	150			
姫子	尺〆68本	114			
茶箱板	455個	81			
桜板子	25本	64			
小計		261,778	小計		30,66

(『金原明善』より作成)

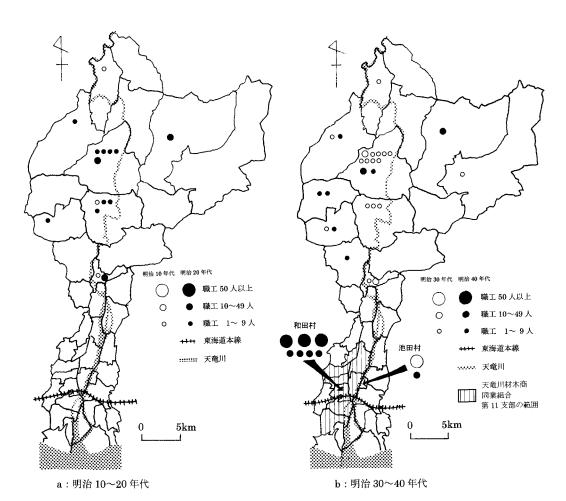


図2 天竜川流域町村における製材工場の分布とその変化 (『静岡県材木史』より作成)

大正期に入ると、下流域右岸の材木工場の立地と、その製材能力は更に増加している(表3)。大正11 (1922) 年における下流域右岸「第11支部」³⁴⁾ の製材能力は、流域全体の製材能力の約半分にまで達しており、実際に製材した数量も流域全体の半分以上を占めている。

一方,大正初期の5年間について,材木の流下量を舟運,筏の別にみると,筏による流下量が大正3年(1914)から大正7(1918)年の4年間に2倍以上に増加している(表4)。また,筏・舟運を比較した場合,筏の流下量は最大で舟運の5~6倍となっている。この

ように天竜川においては、河川を輸送手段として使用する主たるものは筏であり、中流域で材木を伐採した後、原木や丸太として筏で下流域まで流し、下流域において製材が行われる形態が一般化していたことがわかる。

Ⅲ、天竜川における材木流通の構造

(1) 資金の流れと中・下流域の関係

本節では, 天竜川流域の材木流通のうち, 特に資金の流れに注目して, 中流域と下流域 との関係を検討していく。

天竜川における材木流通の基本的な構造 は、中流域に居住する山林地主、その立木売

備付 職工数 1年間の製 1年間実際の製材高 工場馬力 (B/A)の 支部 数 数 鋸機 (人) 材能力(A) 北米 合計(B) 比率(%) 天竜材 |その他内地 |北海道 | 樺太 |沿海州 |鴨緑江 | 第1部 43 13 24 17,720 3,660 7,500 42 6 3,840 2 第2部 45 3,367 4,371 4,371 130 7 第3部 4 33 12 10,000 3,025 3,025 30 第4部 7 102 18 42,240 30,720 73 36 30,720 第5部 6 58 11 24 21.120 13,400 13,400 63 第6部 10 110 24 39,600 36,520 36,520 92 44 第7部 7 3 54 14 16,650 3,900 3,900 23 第8部 5 75 14 12,670 18 7,200 7,200 57 17 第9部 9 63 28 17,500 11,500 11,500 66 第10部 8 262 35 66 81,635 66,800 66,800 82 142 第11部 19 1,348 465 483,345 344,005 7.200 2,200 | 21,650 | 13,730 21,610 410.395 85 第12部 7 360 37 122 110,744 83,469 300 2.891 86,660 78

5,172 26,040

3,000

表3 天竜川材木商協同組合における各支部の製材能力-大正11,12 (1922,23) 年-

9,180

3,255

81,205

8,100

表 4 天竜川における舟運と筏流しの総数 -大正3~7 (1914~18) 年-

320

45

34

5

366

102

12

第13部

第14部

合計

11

2

99 2,918

年 次	舟 運			筏
4 久	出港数(艘)	総積載量(t)	総材木量(t)	筏流下量(t)
大正3(1914)	4,777	10,611	9,000	26,000
大正4(1915)	5,610	11,001	9,500	35,000
大正5(1916)	5,620	11,627	10,000	55,000
大正6(1917)	5,659	12,651	11,000	67,000
大正7(1918)	6,268	13,685	12,000	68,000

注) 筏は尺×1本につき0.15トンで計算した。 (『佐久間町史』,『天竜川流筏の実態並びに対策調査報告書』 より作成)

買を行う中流域の材木問屋,そして下流域の製材工場と,販売を手がける下流域の材木問屋からなっていた³⁵⁾。明治34 (1901) 年には,掛塚にあった34軒の回船問屋のうち10軒が材木問屋を兼業しており³⁶⁾,材木の輸送と販売が密接に関連していた。

明治中期における、中流域の材木問屋と、 掛塚の回船問屋兼材木問屋に交わされた流通 資金の流れをみると、中流域の問屋は、掛塚 の問屋から借用金を得ることで流通が成り 立っていた。借用金の用途は、山林地主から 立木を買い付ける際の資金や、伐採、搬出等の諸経費となっている。そして借用の担保として、下流に流送される予定の角材や板材が設定されている。資金の返済は、担保となった材木が下流に到着し、売却する代金の中から支払われていた(表5)。

7,190

1,900

57,082

6,255

70

77

79

1,800

5,800

974 | 945,896 | 621,005 | 19,512 | 28,240 | 30,341 | 15,530 | 1,900 | 28,800 | 745,328

つぎに山林所有者と、中流域問屋との間に 交わされた「山林立木売渡証文」³⁷⁾をみてい く。これによると山林所有者は立木を「売渡 代金三百円」とし、うち「金二百円」は「内 金」として既に中流域問屋からの受け取りを 確認している。残金100円は、下流域問屋に 「借用」し、この立木が下流域問屋に流送さ れ、売却された代金から返済されるとしてい る。

中流域の材木問屋は、伐採・出荷された材木が、無事に下流域まで到着するという仮定のもと、資金を下流域に存在する材木問屋や回船問屋に依存し、次の伐採を可能にしていた。それゆえ担保である材木が風水害等に巻き込まれ、遭難などにより材木が届けられない状況になると、先に調達していた資金が負

注) 各支部は、主に旧町村単位を基本として、天竜川材木商協同組合において割り振ったもの。 (天竜市立内山真龍資料館蔵「天竜川材木月報第65号」より作成)

表5 大竜川における材木流通資金の流れー明治期- 							
年.月.日	借用金	用途	担保	返済方法	借用者 居住地	貸し人 居住地	その他
明治10.11.11	30円	材木山出諸経費	杉角材尺〆250本	担保貨物が掛塚に川下げ 完了後の売却金より	早瀬村	掛塚村	
明治10.11.28	50円	立木買い付け 山出諸経費	杉角尺〆240本	担保貨物が掛塚に川下げ 完了後の売却金より	早瀬村	掛塚村	
明治10.12.28	30円	材木伐出入用		来年1月,担保貨物の掛塚 川下げ完了後の売却金より	早瀬村	掛塚村	
明治11.11.23	50円	商方入用金	川下げ予定の 柿板280個	柿板売却代金にて	横山村	掛塚村	
明治11.1.28	50円	立木買い付け 山出諸経費	杉山立木7~800本 (尺〆1500本相当)	7月に半分、10月に残りを 川下げした売却金にて	早瀬村	掛塚村	立木は長太郎から 買う
明治11.1.28	10円	_	松角材尺/80本	担保貨物が掛塚に川下げ 完了後の売却金より	早瀬村	掛塚村	
明治12.1.16	25円	前金	1月20日までに川下げ される柿板140個分	東京問屋への御積為替金の中 から	横山村	掛塚村	
明治18.10.12	30円	材木伐出諸賄金	杉角材尺 × 200本 杉挽材尺 × 250本	11月10日, 掛塚へ川下げ予定, その売却金を充てる	早瀬村	掛塚村	
明治25.4.30	40円	山林支払	杉尺ど419本 松角尺ど256本	掛塚川下げ後,東京問屋に 売った残金より	瀬尻村	掛塚村	松は6月,杉は8月に 川下げ予定
明治25.6	30円		松角材尺/60本	6月20日に川下げし、東京問屋 へ運んだ仕切金の残金より	掛塚村	掛塚村	三州滝原村より伐り 出し
明治25.7.18	30円	山林買入代金	北遠会社で挽立の 中貫30以上	川下げ後東京に売った残金より	瀬尻村	掛塚村	横山銀行の入札で 買い入れた山林

12月掛塚到着後,東京へ運搬

する荷物内金と仕切残金より

表 5 天竜川における材木流通資金の流れー明治期-

(竜洋町教育委員会『津倉家文書3』より作成)

35円

明治27.8.22

債となってしまう危険性もはらんでいた。

買い取り金

抵当山林の立木 | 杉・桧の中貫200束

桧角材尺 ~ 25本

この他にも、材木が掛塚から海路東京に運ばれていた時代には、資金融通において以下のような中流域問屋に不利な点が存在していた。

当時の船は、天候の影響を受けやすく、また各船舶間の連絡も未発達であったため、掛塚への入港日が日数をおかず何艘も重なったり、その逆に何日も開いてしまうことがあった。海運船は船の安定のため積載量の限界まで荷物を積み込む。掛塚において出荷を待つ材木の量が多く、船も一定の間隔で入港する場合には、船の積載量と出荷される材木の数量とがうまく釣り合うこととなる。例えば明治35年4月18日に掛塚に入港した寿丸は、掛塚を出港したのが5月13日であった380。ま

た,同じ4月18日に入港した津吉丸は、寿丸の出港した翌日の5月14日に出港している³⁹⁾。 どちらの船も、材木の積み込みは滞りなく行われており、船員の休養等を含め入港期間は 1ヶ月ほどであった。

掛塚村

瀬尻村

山林は永源寺住職か

ら買う

しかし、中流域からの材木流下量の少ないときに、たまたま複数の船が間隔を置かず入港し、それぞれの船の積載量に満たない状況が続いたり、その逆に出荷する材木が多い時に入港する船が少なく、積み残しが発生するような場合には、東京の問屋への材木の到着が遅れることが想定される。伐採資金の契約で、東京到着後に担保である材木の支払いが完了するようになっていた場合には、現金化が遅れるため、中流域の材木問屋にとっては非効率な輸送方法であった。

このように海運による時代には、河口港の 掛塚や、最終荷揚げ地である東京深川の材木 問屋が、天竜川中流域にまで経済的な影響力 を発揮しやすい状況にあった。そして、商品 となる材木が目的地まで到着することによっ て、材木供給に関する資金が中流域にまで還 元される仕組みとなっていた。中流域の材木 問屋にとっては、材木が迅速に下流域や東京 に運ばれ、伐採資金の仕切を完了させること が、材木流通を円滑に行う上で最も重要なこ とであった。

(2) 流出材の発生と流筏の体系

前節においてみたように下流域や,東京の問屋に材木流通の資金融通を支配されていた中流域にとって,材木相場の下落や輸送費用の高騰は,資金調達に直接影響するため大きな問題であった。本節では,中流域の材木輸送時の対応から,資金以外の側面での中・下流域間の利害調整のあり方についてみていくこととする。

前述したように東海道線の開通後、材木流通の拠点は掛塚から中ノ町村や和田村に移動していった。しかし、大正期に中ノ町付近に存在していた製材所、材木問屋のうち、以前は掛塚において回船問屋もしくは材木問屋を経営していたものが4軒確認できる400。掛塚の諸問屋は、鉄道輸送に切り替わった後も依然として資金融通を含めた材木流通に携わり、中流域に対して影響力を持つ立場にあったことがわかる。

このような状況下において、中流域が行った対応を、天竜川を流下した材木の内訳に注目して検討していく。

明治から大正期にかけて、天竜川において 切り出された材木の流下量と、増水時に土場 から流出し、漂流した後拾い上げられた流出 材との比率をみると、流出材は、明治30 (1897)年前後からその量が増加しているこ とがわかる。また、大正中期に材木の総出量 が最も大きくなるのに比例して, 流出材の量 も増加している。しかし、総出量がピークで ある大正中期のおよそ半分しかない明治後期 の方が、流出材の量が多いのも特徴的である (図3)。このうち材木流下量に占める流出材 の割合が最も高かったのは明治41(1908)年 であり、天竜川を流下した材木のおよそ4分 の1が、後組される前に増水等によって流出 し、漂流した後に収集されたことになる。天 竜川の水害年表⁴¹⁾ によると、明治41年は特 に大規模な水害が発生した年ではない。天竜 川においては、むしろ明治44(1911)年の方 が、山間部における土砂崩れと、下流域での 堤防決壊を伴う浸水とが重なり、中・下流域 に大きな被害をもたらしていた。その影響に より、明治44年にも流出材が数多く発生して いるが、本図からわかるように比較的天竜川 が平穏であった明治41年の方が尺〆数⁴²⁾で1 万5千本以上も流出材の本数が多くなってい る。このように材木の総出量と流出材の割合 をみた場合, 洪水被害の大きかった年が, 必 ずしも流出材の発生が最も多かった年となら ないことが特徴である。この要因としては, 材木の輸送費など中流域の経済的事情が考え られるため、本図のうち流出材の発生と筏流 送賃の推移を比較してみる。筏流送賃は、明 治28、29年や、37~40年にかけて上昇し、そ の後一度値下げされるものの、43年から再び 上昇している。一方、明治41年以外の年で流 出材の本数が増加する年をみると、明治29~ 31年や, 明治39, 43, 44年が挙げられ, 多く が筏運賃の値上げされた年に一致している。

筏師の数に注目すると、明治36 (1903) 年には筏師・水夫の合計数が2002人であり⁴³⁾、大正2 (1913) 年では筏師315人、水夫930人の合計1245人となっている⁴⁴⁾。大正2年の方が筏師・水夫の合計人数で減少しており、材木の需要が増加していた明治中期から大正初期にかけて、筏師の数は必ずしも増加しているとは言い難い。下流域に輸送される材木

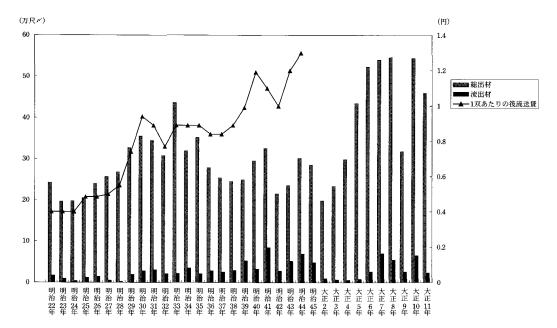


図3 天竜川における流出材木の割合と流筏費との関係 注)1双あたりの筏流送賃は、大正期以降が不明のため図示していない。 (『佐久間町史』、『静岡県木材史』より作成)

は、伐採量に輸送量が見合わない状況であったことが考えられる。このように流出材は、原因は特定できないが、水害時以外においても大量に発生する傾向にあったことが注目される⁴⁵⁾。

材木流通は、中流域の材木間屋が材木を下流域の間屋に届けることで仕切が完了し、その材木の伐採に必要となった諸経費の前借りを返済することによって成り立つものであった。そのため、材木の流出は、場合によっては材木間屋としての存立を揺るがしかねない事態につながる恐れがあった。それゆえ流出材の処理は、中流域問屋のみの責任で行われるのではなく、天竜川材木商同業組合という組合組織を通じて行われていた。この組合は、明治7(1874)年に組織された天竜川材木商会を母体とし、以後数回組織を再編しつつ、明治34(1901)年の重要物産同業組合法の制定と共に法人組織化され、当初は517人が加入した46。この内訳は、中流域に居住す

る山林地主と材木問屋、回漕問屋と筏師、下流域の材木問屋と製材業者から成り、天竜川の材木流通にかかわる全ての業種が加入していた。組合内には流出した材木の処理を専門的に扱う部署「流材課」が設置されており、流出材の発生とその対応が、組合業務の大きな比重を占めていたことがわかる⁴⁷。

天竜川材木商同業組合の流出材に対する立場を表すものとして、明治44 (1911) 年4月に発生した流出材の対応を「漂流材調査決議書」⁴⁸⁾ から追っていくこととする。この増水が起きた際、東海道本線の天竜川鉄橋が複線化の工事中であったため、橋桁や工事の足場に、280本の材木が漂着し、工事の足場や建築資材の一部に損害が発生した。しかし天竜川材木商協同組合は、流出材の発生を「大災ニ起因スル不可抗力ニ出シモノ」とし、「損害負担ノ責任ナク従テ受負人ノ要求ハ全テルヲ拒絶スルコト」を決定している。このように組合は、流出材の発生者である中流域を擁

護していたことがわかる。

また, 天竜川材木商同業組合の行う事業に は、船筏の運行に危険となるような天竜川中 流の浚渫や、岩石の除去などの流路改修が含 まれていた⁴⁹⁾。そのため、筏輸送業者にとっ ては,流出材の発生により正規の輸送費収入 は減少するものの、それら業務を組合に一任 することで, 筏輸送業者のみでは対応できな い流路改修の恩恵を受けることができた。組 合の流路改修への支出は、それまで最大で年 間200円程度であったものが、明治36(1903) 年には600円以上となり、明治39(1906)年 以降1,000円以上と急速に増加した⁵⁰⁾。また, 天竜川支流の改良も大正9 (1920) 年から組 合主導で行われるようになり、 材木流下量の 増加とともに輸送路の改修が進められていっ た。

天竜川材木商協同組合は、中・下流域や筏 輸送業者の流出材に対する利害を調整し、流 路改修等の事業を進めていた。次章におい て、この流出材をめぐる利害関係を、実際に 漂着物として収集する立場にあった下流域沿 岸住民の動向とともに検討していく。

Ⅳ. 天竜川における流出材の処理とその帰属権

(1) 流出材の実態と回収の行程

河川沿岸への材木の漂着は、その量や角度によっては堤防や水制工に過度な水圧をかけるものとなり、二次的な水害の要因になる恐れもあった。天竜川下流域の水防組合においては、水防活動中に堤防や水制工に漂着した材木を発見した場合、ただちに引き上げるように規定がなされており、材木の除去が水防活動の中でも重要な任務であった⁵¹⁾。明治期になると、材木所有者である天竜川材木商同業組合と、流出材の拾得者となる下流域沿岸村との間で明確な取り決めが交わされるようになった。以下、明治23(1890)年に作成された「天竜川流材取扱ニ関スル事項契約」⁵²⁾

に従い、流出材の発生から荷主へ材木が返還 されるまでの流域の対応を追っていく。そし て、天竜川材木商同業組合と共に流出材の収 集に関与する下流域住民の役割を検討する。 本稿では、下流域住民を構成するものとし て、水防人夫、収集請負人、筏師、農民の4 者に注目していく。

天竜川本・支流に増水があり、仮の貯木場である土場からの材木流出が確認されると、二俣町に所在する天竜川材木商同業組合の事務所に、中流域からその旨が電報で届けられる。組合は、それらの情報から流出材の合計数を見積もりし、おおよその到達時間を下流域沿岸村に伝達する。その頃下流域の堤防上では、水防組合が増水の警戒に当たっており、堤防や水制工に漂着した材木は、水防人夫によって即座に引き上げられる体制となっている。

天竜川が減水すると,今度は中州や水制工 の下部に残った材木の収集が行われる。切り 出される材木には、材木取引の目印として所 有者がわかるようにあらかじめ登録がなされ た焼き印や墨印などが付けられている。この 印は沿岸町村長にも届け出がなされており, 材木が流出してもどの材木業者のものである かが判明し, 持ち主を特定できる仕組みと なっていた。材木問屋は、商取引の必要性と いう理由の他に,流出材が発生することを前 提としてこのような印を活用していた。流出 材の扱いは有印材と,流出中に印が判別不能 となったり、印を押す前に流出してしまった 無印材とで処理の方法が異なっていた。有印 材の場合は、漂着した地点の町村長から嘱託 を受けた流材保管人を大字ごとに置き, 収集 された本数とその拾得者を確定した。一方天 竜川材木商同業組合は、代表者として流材担 当係と荷主総代を派遣し,流材保管人ととも に数量の点検と,収集した現物の再出荷を差 配した。

この際, 実際に流出材を拾い上げた個人に

対して、定められた金額の謝礼が保安料という名目で支払われた。これは流出材1本では微々たる金額であるが、増水時には数千本という単位で流出材が発生するため、これを拾い集めることは現金収入を得る機会でもあった。増水時に堤防の警戒にあたる水防人夫の人々も、流出材を拾い上げれば保安料を受け取ることができた。また材木の利用価値が高かったため、転売などを目的とした流出材の不正拾得や、隠匿事件が発生したこともあった53。

一方無印材は、天竜川材木商同業組合の入 札によって収集請負人を決定し、その収集人 によって回収された後、希望者に払い下げが 行われた。

(2) 流出材発生の具体例

大正3 (1914) 年4月に、沿岸の各村々に 漂着した流出材の数量は、上島輪中右岸の大 平と東海道本線鉄橋下流付近で、特にその数 が多いことがわかる(図4)。各大字で流出 材の本数に差が生じるのは、当日の風向き や、増水時間、地形など、自然的要因に影響 されているものと思われる。

この流出材処理のために, 天竜川材木商同 業組合は下流域沿岸を15の区域に分割し(図 5), 区域ごとに流出材の収集請負人を決定 している(表6)。図にはそれぞれの区域を 担当する請負者の居住地とその担当区域を示 した。これによると流出材処理は、西・北鹿 島に居住する筏乗りが多くの区域を請け負っ ていたことがわかる。収集された流出材は, 「請負区域内流材木ノ所在現場ヨリ搬出筏組 トシ₁54) という規定にあるように、再び筏に 組まれ本来の目的地である東海道本線付近の 製材所へと送られていく。それゆえ筏師は, 下流域の各地で流出材の再出荷に中心的な役 割を担っていた。また,本来ならば材木は上 流の土場から下流の製材工場まで、筏師に よって輸送されるものである。それゆえ筏師

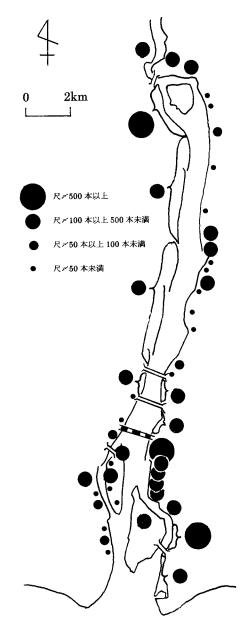


図4 天竜川下流域における漂着材木数 ー大正3(1914)年ー (天竜市立内山真龍資料館所蔵 「漂流材調査決議書」より作成)

は、流出材収集に関与することで、材木の流 出によって減少した輸送費の収入を補うとい う目的もあったものと考えられる。

この流出材処理において, 収集請負人の居

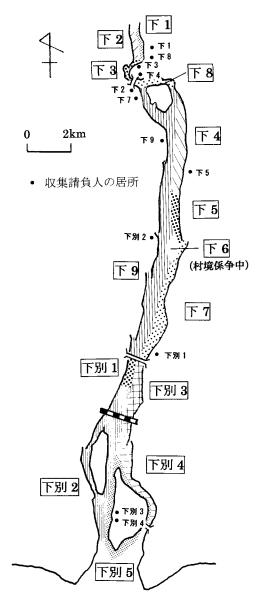


図5 天竜川下流域における流出材の担当区域 と収集請負人の居所一大正3(1914)年一 注1)四角で囲った番号は、区域名を表す。

2) 請負人の居所にある番号は、その請負区域名を表す。 (天竜市立内山真龍資料館所蔵「漂流材調査決議書」より作成)

住地と収集区域が一致しているのは、鹿島を中心とする筏師に関わるものを除くと、下9 区の中瀬住人によるもの以外存在しない。

つぎに, 収集請負人の性格を検討するた

表 6 天竜川における流出材の収集請負人 -大正 3 (1914) 年-

区域	流材数 (尺〆)	収集請負人	居所
奥3	400	坪井清次郎	上島
下1	430	鈴木亀十郎	二俣
下2	150	西組筏世話人	西鹿島
下3	350	山下善之助	北鹿島
下4	250	鹿島筏世話人	北鹿島
下5	400	伊藤源次	三家
下6	100	(係争中)	
下7	280	西組筏世話人	西鹿島
下8	800	皆久保政吉	二俣
下9	600	大城広平	中瀬
下別1	250	寺田次郎八·高田甚吉	池田·七蔵新田
下別2	300	鈴木清次郎	新野
下別3	650	石川伝六外3人	掛塚
下別4	100	石川伝六外3人	掛塚

注) 各区域は、図5に対応する。

(天竜市立内山真龍資料館蔵「漂流材調査決議書」より作成)

め、これより古い年次のものと比較する。明治37 (1904) 年に行われた流出材処理では、沿岸がそれぞれ15の区域に分割された 55 。このうち下3、4、5区に注目すると、収集請負人の中にその区間の大字である松ノ木島・掛下・寺谷新田という集落名が記載されており、その見積り数は、尺〆換算で $^{1000}\sim1600$ 本となっている(表7)。

この他にも明治中期の流出材処理には、落 札するまでには至っていないが、 請負を希望 する者の中に村域と同一の区間の入札に参加 している村が数多くみられる⁵⁶⁾。このことか ら明治中期以前における流出材処理は、材木 が漂着した集落ごとに行われていたものと推 測される。これは、江戸時代においても、流 出材が発生すると、沿岸村に対してその収集 と保管を徹底する旨の触書571 が回状として 出されていることからも明らかである。しか し、明治中期以降材木の流下量が増加し、そ れに付随して流出材の量も多くなってくる と, 集落のみでは増加する流出材の処理に対 応できなくなっていったことが考えられる。 そして、明治後期以降の入札にみられるよう に、流出材処理そのものが権利として確立

表7 天竜川における流出材の請負区間と収集 請負人-明治37(1904)年-

区域	区間	見積 尺〆	請負賃 (尺と1本:円)	収集請負人
奥1		100	0.45	新間重吉
奥2		200		
奥3	船明を除く	300	0.32	青柳周吉
奥3	船明	300	0.30	森川百次吉
下1	二俣・渡ヶ島・水神	500	0.13	岡部儀平
下2	野部~松ノ木島上	300	0.11	大沢善平
下3	松ノ木島下	1600	0.29	松ノ木島区
下4	掛下	1600	0.28	掛下区
下5	寺谷新田	1000	0.28	寺谷新田区
下6	匂坂上~池田橋	600	0.16	高田龍吉
下7	鹿島渡船場~蝋燭	800	0.39	高田龍吉
下8	蝋燭~中野町	300	0.33	鈴木米蔵
下9	池田橋下西岸	2000	0.09	大沢善平
海岸西	五島~舞阪	3500	0.32	高橋権兵衛
海岸東		2500		

(天竜市立内山真龍資料館所蔵「漂流材木調査決議書」より作成)

し,漂着地点に関係なく流出材処理を行おう とする者が現れていることがわかる。

一方無印材は、天竜川材木商同業組合に引 き渡された後、入札による払い下げが行われ た。明治37(1904)年の材木払い下げの落札 者をみると,入札番号1番の栗田伊三郎は川 袋(掛塚村),3番の石川芳蔵も同様に掛塚 村に居住していることがわかる。このほか池 田(池田村)や東(河輪村)など,落札者は いずれも下流域に居住する者が目立つ(表 8)。9番と11番を落札した者は、「マル龍」 の商標を持つ龍東木材であり、その製材所は 池田村に所在していた。2番を落札した「カ ギ庄」は、掛塚村の回船問屋兼材木問屋の庄 古北蔵であると思われる⁵⁸⁾。このように払い 下げ材の落札者は,下流域沿岸で操業を行う 製材業者や材木問屋を中心にしていたことが わかる。また、この払い下げにおける尺〆1 本当たりの落札額は、もっとも金額の低いも のでも5番の68銭である。この金額は、先に 見た材木拾得者に支払われる報酬の約2.5倍 に相当している。このように無印材木の払い 下げは,数量によっては材木商協同組合に利 益となるものであった。流出材の発生は、沿

表8 払い下げ無印材の落札者 -明治37 (1904) 年-

入札 番号	本数	尺〆数	代金(円)	尺〆1本 (銭)	落札者	落札者の所在
1	121	3,318	45.5	73	栗田伊三郎	川袋(掛塚村)
2	190	7,941	112.6	71	カギ庄	
3	33	839	108.9	77	石川芳蔵	掛塚(掛塚村)
4	244	4,856	63.9	76	鈴木庄八	
5	218	6,323	93.6	68	佐藤弥助	
6	204	4,724	65.2	73	牧野宗太郎	
7	203	6,257	84.6	74	芥田辰五郎	
8	158	5,007	69.4	72	内山光平	
9	134	3,351	46.2	73	マル龍	池田(池田村)
10	135	3,772	46.6	81	栗田伊三郎	
11	5	1,157	127.2		マル龍	池田(池田村)
12	1	1,020	52.2		山本弥平	東 (河輪村)
13	18	1,100	14.3	77	牧野宗太郎	
計	1,664	49,665	832.2			

注)空欄は資料なし。

(天竜市立内山真龍資料館所蔵「漂流材木調査決議書」より作成)

岸の治水・利水施設に悪影響を与えていた反面,増加するに従ってその収集が権利として存在し、材木商同業組合自身も流出材の収集と再流通に深く関与していたことがわかる。

(3) 沿岸村が持つ権利と流出材との関係

天竜川下流域沿岸の農民は、降雨によって増水していた天竜川が減水し始めると、競って堤防へ出かけ漂着した材木を拾い集めた⁵⁹⁾。流出材は、河川工作物に多く漂着する。そのため、橋桁や大聖牛のような大規模な水制工には、多くの人が集まって流出材を収集した。なかには橋の上から流れていく流出材をモリで突き上げる者もあった⁶⁰⁾。また、舟を所有する農民は、天竜川から減水する前から中州に乗り付け、材木を収集していたという⁶¹⁾。これらの舟は、通常は対岸にある耕地への農作業に用いられ、水害時には避難や、救援物資を運ぶために用いられた⁶²⁾。

その一方で、流出材の収集とそれらの帰属をめぐって、天竜川の対岸同士の村が訴訟を起こすという事態も発生した。以下、訴訟の内容を記した「漂着材木所得権確認事件中間判決」⁶³⁾から、村内における流木取扱の意味

をみていくこととする。

大正元 (1912) 年9月22, 23日にかけて天 竜川で増水があり、下流域の沿岸には大量の 流出材が漂着した。このとき, 左岸の広瀬村 松ノ木島地区と,対岸の竜池村高薗・新野両 地区の住民は、堤防に沿った地点から流出材 の収集を開始し、徐々に水の引いた中州付近 の取り残された材木処理に着手した。この 際、両村の境界付近に漂着した有印の流出材 を,両村共に自村分として検知し,天竜川材 木商同業組合に提出する帳簿に記載してし まった。村境付近の材木の本数は、尺〆数で 約8,000本という厖大なものであった(表 9)。尺 × 1 本当たりの拾得報酬は21~23銭 と設定されており、その合計は1,663円に達 していた。この金額は、大正3(1914)年に おける竜池村の歳入4,806円64) と比較して も、相当な金額であったことがわかる。この 他に無印材を加えると, その数はさらに増え ることとなった。原告である竜池村2地区の 申し出によれば、これらの流出材は竜池村の 村域内に漂着したものと認識されている。そ のため増水が収まった翌9月24日に、規約に 従い漂着本数を取調べ、所轄である自村村長 に届け出を行った。その後、拾得材の保管人 を定め、天竜川材木商同業組合の流材係や荷 主と、報酬及び無印材の処理について協議を 行った。ところがこの段階になって、対岸広 瀬村の松ノ木島地区が、既に協議中であった 流出材について、報酬及び無印材の処分権を

表 9 竜池村新野・高薗に漂着した材木 -大正元 (1912) 年-

材 種	本数	尺〆換算	尺〆1本当 たり報酬	報酬合計 (円)
杉・桧・椹	1,494	232	21銭	48.72
椴・栂	9,127	6,800	22銭	1,496.00
松・黒木	1,137	515	23銭	118.45
無印材	1,108	442		
合計	12,866	7,989		1663.17

注)無印材の収集には報酬が設定されていない。 (『豊岡村誌』より作成) 主張し始めた。しかも流出材処理の規約通り に、自村村長への拾得の届け出と、保管人の 決定も行ってしまった。広瀬村に提出された 拾得の届け出は, 竜池村が申し出た数量と同 数であり, 両村の主張は真っ向から対立する こととなった。有印材の収得者に対して報酬 を支払う義務のある材木商協同組合は、訴訟 が終了し、報酬を得る村がどちらかに決定す るまで支払いを凍結することとした。訴訟が 結審するまでの2年間にも65, 天竜川の増水 によって材木の流出が数回発生しており、両 村が村域として主張する係争地点にも多くの 流出材が漂着した。原告側の訴状の中には、 材木の所有者である荷主側が「原被両造ノ何 レカ正当ノ権利者ナルニヤ付疑ヲ起シ」てい るため、訴訟が続く限り、「木材所有者ョリ 報酬請求権等ノ実行」が停滞してしまうこ と。そして、その現金収入が普段の生活の一 部となっており、早期に自村宛に支払いを 行ってもらわないと困窮してしまうという旨 が加えられている。

大正初期の竜池村周辺では、自然堤防上の 畑地においてショウガやヘチマの栽培が盛ん であり、商品作物栽培が地域の存続基盤とし て存在していた66)。また、天竜川下流域の堤 防は、明治時代中期まで脆弱で屈曲が多く, しかも霞堤など一部に無堤部分が存在してい たため、水制工との組み合わせによって水勢 を制御していた67。かつて筆者は治水工事が 進展する以前の堤防、水制工の維持・補修工 事が、農民の生業の一部に組み込まれていた 実態と、堤防が破損する原因の一つに、流出 材の存在があったことを指摘した68)。このよ うに流出材は、水害を助長させる大きな要因 となるため排除が必要であり、それには、下 流域沿岸において商品作物生産を行う農民が 中心的役割を担っていた。しかし明治中期以 降に河川改修工事がはじまると、 堤防の直線 化・連続化が進展した。流出材は、引き続き 水害を助長する要因ではあったが、治水工事

の進展により火急的な除去の必要性が低下していった。その結果農民は、増加する流出材を拾得することそのものに意味を見出していったと考えられる。それゆえ流出材は、訴訟によってその帰属を確認する必要が生じるほど、経済的な意味を持つものとなっていった。

V. おわりに

水害常襲地域に関する従来の地理学における研究では、水害時の状況把握や、輪中・水屋建築といった水害から生活を防御するための諸景観について検討が集中的に行われてきた。そのため、当該河川沿岸の住民の生き生きとした生活の様相は必ずしも充分に描かれてきたとはいえなかった。例えば水害多発河川沿岸に居住する農民は、あくまでも「農業を営む人々」として、その農業生産や家屋・農地に対する洪水被害の様相のみが描かれるばかりであった。

ところが、本稿で明らかとなったように、明治・大正期の天竜川下流域では、増水時には、多数の農民が流出材を拾得し、事実上材木流通の重要な一部分を占める存在となっていた。しかも流出材は、大正末期頃までは恒常的に発生しており、この流出材拾得による収入をかなりの確度で手にしていた人々を、単に農業生産に従事する「農民」とみなすことには無理がある。

一方,このように材木流通の一翼を担った「農民」に対し、材木流通研究では正当に位置づけてきたのであろうか。管見の限りにおいて、従来の材木流通研究は、山林地主や問屋といった、材木関連産業の展開に主眼を置いてきた。それゆえ、災害時の対応や、一見材木関連産業とは関係の乏しい、流出材拾得によって収入を得る農民の存在にはほとんど着目してこなかった。しかし、増水時には大量の流出材が発生しており、農民の存在なしにこれらに対処することは不可能であった。

このように、本研究が着目した流出材を拾得する農民の姿は、従来の研究が見逃してきた、水害常襲地域に居住する住民が、取り巻いている環境にいかに対応したかを示す好例ということができよう。

これらをふまえ、本稿では、明治から大正期にかけての天竜川流域における材木流通の うち、とくに流出材の取扱いに注目して、水 害常襲地域である下流域沿岸住民が果たした 役割とその意味を考察した。

天竜川流域では、明治初期から材木流通が本格的に発展し、明治22 (1889) 年の東海道本線開通以降は、植林から伐採までの材木供給を担う中流域と、それを加工、製材する下流域というようにそれぞれの機能が分化していった。経済的な観点からこれらの材木流通をみると、山林の伐採資金は、材木が筏として下流域に到着するという前提のもと、下流域から中流域に融通がなされていた。このような実態を検討した結果、以下の事実を指摘することができる。

中流域の材木問屋による流出材の発生は、中・下流域の経済構造を不安定にさせる要因であったため、天竜川に存在した材木商同業組合主導のもとで対処が行われた。明治時代以降は、この天竜川材木商同業組合が流出材の再流通を入札、払い下げする権利を持ち、危険流路の改修等、増加する材木需要に対応することが可能となった。下流域において流出材を収集したのは、主に水防人夫、筏師、収集請負人が組合の入札後にはじめて流出材収集に参加するのに対し、水防人夫と農民は、川の増水と同時に収集を開始し、それらを除去する役割を担っていた。

しかし大正初期に至ると、それまでは危険物として認識されていた流出材の拾得に、経済的な意味合いも加わることとなった。それゆえ下流域沿岸での流出材拾得は、農民の間で流出材の所有権を訴訟によって確認するほ

ど意味のあるものとなり、治水の進展と流出 材の増加に伴って拾得の目的そのものが変化 していったと考えられる。

天竜川下流域の農民による流出材の拾得は、農業生産や、水防組合のように賦課金や 出役といった義務を伴う社会組織と異なり、 平時にはその実態が現れず、流出材が発生し た時にのみ機能する存在であった。

本稿では、河川下流域住民の流出材への関与を指摘するにとどまった。今後は、天竜川下流域農民のもう一つの側面、すなわち、下流域中心都市浜松の工業化に伴う、兼業農家化の動きを視野に入れて、検討していきたい。 (筑波大学・院)

(付記)

現地・資料調査において、天竜市立内山真龍 資料館の皆さん、豊岡村教育委員会の渥美寛 氏、佐久間町中部の平賀孝晴氏には、資料閲覧 のご配慮をはじめ数々のご教示を頂きました。 本稿作成にあたっては、筑波大学歴史・人類学 系の石井英也先生、小口千明先生にご指導・ご 助言をいただきました。英文要旨の校閲は、独 立行政法人農業環境技術研究所のデイビッド・ S・スプレイグさんにご助言をいただきました。 以上記して、厚くお礼申し上げます。

[注]

- 藤井泰介・渡辺操「常習水害地域における 農業の変貌」, 地理学評論29, 1956, 678~ 680頁。
- 2) 山田安彦「水害発生常習地域の歴史地理学 的研究に関する課題」, 歴史地理学紀要18, 1976, 25~55頁。
- 3) ①籠瀬良明『自然堤防の諸類型―河岸平野と水害―』, 古今書院, 1990。②安藤萬壽男編『輪中―その展開と構造―』, 古今書院, 1975。③内田和子『近代日本の水害地域社会史』, 古今書院, 1994。④馬場昭『水利事業の展開と地主制』(近代土地制度史研究叢書7), 御茶の水書房, 1965。
- 4) ①山下琢巳「天竜川下流域における治水事

業の進展と流域住民の対応一江戸時代から明治時代までを中心として一」,地理学評論75-6,2002,399~420頁。②山下琢巳「天竜川下流域における水防組合活動とその経済的基盤 ― 明治から昭和戦前期を中心として一」,歴史地理学42-1,2000,64~83頁。

- 5) 前掲3)②、伊藤安男編『変容する輪中』、 古今書院、1996。
- 6) 建設省北陸地方建設局編『信濃川百年史』, 北陸建設弘済会,1979。
- 7) 大熊孝『利根川治水の変遷と水害』, 東京大学出版会, 1981。
- 8) 小出博『日本の河川研究―地域性と個別性 ―』, 東京大学出版会, 1972, 187~211頁。
- 9) 上野福男編『日本の山村と地理学』,農林統計協会,1986。
- 10) ①藤田佳久『吉野林業地帯』, 古今書院, 1998。②萩野敏雄『戦前期における木曾材 経済史』, 農林出版, 1975。
- 11)藤田佳久『日本・育成林業地域形成論』,古 今書院, 1995。
- 12) ①細井淳志朗「近世村落の性格形成と育成 林の展開に関する要因―遠州国小川村を事 例に―」, 歴史地理学紀要20, 1978, 223~ 245頁。②藤田佳久「天竜川中流域における 育成林化の地域的性格」, 徳川林政史研究所 研究紀要, 1984, 149~188頁。
- 13) 松本繁樹『山地・河川の自然と文化―赤石山地の焼き畑文化と東海型河川の洪水―』, 大明堂,2000,131~138頁。
- 14) 大塚昌利『地方都市工業の地域構造』, 古今 書院, 1986。
- 15) 荻野敏雄『内地材流送史論』,日本林業調査会,1975,6~7頁。
- 16) 前掲12) ②, 153~154頁。
- 17) 前掲12) ②, 149~151頁。
- 18) 磐田市誌シリーズ『天竜川流域の暮らしと 文化』編纂委員会編『天竜川流域の暮らし と文化(上)』,磐田市史編さん委員会, 1990,700頁。
- 19) 前掲11), 726~733頁。
- 20) 佐久間町編·発行『佐久間町史(上)』, 1980, 699頁。
- 21) 島田錦蔵「近世天竜林業地における年季山

- の管理経営―年季山帳による解析―」, 徳川 林 政 史 研 究 所 研 究 紀 要 昭 和54年 度, 1979, 23~71頁。
- 22) 佐久間町中部での聞き取りによる。このほか,前掲12) ②157頁に,1960年『農業センサス』を使用した天竜林業地域の農耕地面積とその平均値が算出されており,それによると3反未満の農耕地所有者が全体の半数以上という結果となっている。
- 23) 千葉徳爾『近世の山間村落』,名著出版, 1986,39~61頁。
- 24)金原治山治水財団編・発行『金原明善』, 1968,359頁。
- 25) 前掲20), 556~559頁。
- 26) 静岡県木材共同組合連合会『静岡県木材 史』, 1968, 187~191頁。
- 27) 佐久間町編・発行『佐久間町史(下)』, 1982,490~492頁。
- 28) 飯岡正毅「遠州船明における幕府用材の中継機能」,徳川林政史研究所研究紀要,1977,95~117頁,によると,本流の管流しは享保10 (1725) 年に中止となり,以降はすべて筏による川下げに変更されている。
- 29) 前掲26), 224頁。
- 30) 前掲26), 148~149頁。
- 31) 前掲15), 43頁。
- 32) 明治29 (1896) 年に, 鉄橋下からの材木輸送用軌道との結節点に天竜川貨物取扱所として開設し, 2年後の明治31 (1898) 年に天竜川駅となった。
- 33) 前掲26), 225頁。
- 34) 組合は, 磐田郡, 周智郡, 引佐郡, 浜名郡 の広域に渡るため, 内部に14の支部を設け ていた。
- 35) 前掲26), 160~161頁。
- 36) 前掲26), 208頁。および, 天竜川材木商協 同組合文書「実業要報第1号」, 明治34(1901) 年発行, 天竜市内山真龍資料館所蔵による。
- 37) 前掲26), 161~163頁。
- 38) 竜洋町教育委員会『掛塚湊回船問屋 津倉家文書二』,1999,11~12頁。
- 39) 前掲38), 10頁。
- 40) 静岡県浜名郡役所『浜名郡史』, 1926, 371 ~374頁。および, 浜松市中野町での聞き取

- りによる。
- 41) 建設省中部地方建設局浜松工事事務所編集・発行『天竜川一治水と利水一』,1990,381頁。
- 42) 前掲26), 219頁によると, 角材にした際の 寸法として, タテ×ヨコがそれぞれ1尺, 長 さ2間のことをいう。
- 43) 天竜川材木商協同組合文書「実業要報第34 号」,明治36 (1903) 年発行,天竜市内山真 龍資料館所蔵による。
- 44) 磐田郡役所編集・発行『磐田郡誌』, 1921, 892頁。
- 45) 流出材の大量に発生する年が水害の年とは 一致せず、筏運送料の値上げの年に一致し ていることから、その背景には故意を含む 人為的要因が関係している可能性がある。
- 46) 静岡県内務部『天竜川流域の林業』, 1929, 148~151頁。
- 47) 前掲27), 441~452頁。
- 48) 天竜川材木商協同組合文書「漂流材調査決議書」, 天竜市内山真龍資料館所蔵。
- 49) 前掲46), 161~165頁。
- 50) 前掲46), 161~165頁。
- 51) 豊岡村史編さん委員会編『豊岡村史資料編 (二) 近現代編』, 1993, 272~275頁。
- 52) 豊岡村一貫地河合家文書(豊岡村教育委員 会コピー所蔵)。
- 53) 明治35 (1902) 年には,警察署が隠匿材の 検挙を行っており,不正拾得で9件の検挙が あった。また昭和初期にも,隠匿材に関す る一斉検挙が行われた。これらは,天竜川 材木商協同組合文書「実業要報第14号」,明 治35 (1902) 年発行,天竜市内山真龍資料 館所蔵。天竜川材木商協同組合文書「流材 作業日誌」,天竜市内山真龍資料館所蔵など の史料による。
- 54) 天龍川材木商共同組合「天竜川材木月報第 13号」,大正8(1919)年発行,天竜市内山 真龍資料館所蔵。
- 55) 前掲48)。
- 56) 天竜川材木商協同組合文書「重要契約書」, によると,明治20年代には収集担当区域に 該当する各大字が入札に参加している。
- 57) 天竜市教育委員会編·発行『天竜市史続資料

編 I 田代家文書一』, 1999, 249~250頁。

- 58) 天竜川材木商協同組合文書「組合要報第1 号」,明治34(1901) 年発行,天竜市内山真 龍資料館所蔵。
- 59) 豊田町誌編さん委員会編・発行『豊田町誌 別編2 民俗文化史』, 2001, 88~89頁。
- 60) 天竜市二俣, 竜洋町掛塚での聞き取りによ
- 61) 前掲59), 88~89頁。
- 62) 前掲4) ①, 415~416頁。

- 63) 前掲51), 301~304頁。
- 64) 浜北市『浜北市史通史下巻』, 1994, 606頁。
- 65) 前掲59),88~89頁,では、中間判決に関する史料のみが取り上げられており、最終的な判決は不明である。聞き取りによっても結果は明らかにならなかった。
- 66) 前掲4) ②, 75~80頁。
- 67) 前掲4) ①, 412~413頁。
- 68) 前掲4) ①, 399~420頁。

The Delivery of the Driftage Logs in the Tenryu River Basin and the Correspondence of Basin Inhabitants from the Meiji Era into the Early Showa

YAMASHITA Takumi

This study attempts to examine the economic foundation of inhabitants of the lower Tenryu basin, focusing on the possession of the driftage logs. The author placed a social structure of the frequency of floods area not completed in the lower basin of the river but the lumber delivery between middle basin and lower basin. The results are summarized as follows.

- 1. Upstream lumber brokers were always put under the economical influence of the downstream lumber brokers. The downstream lumber brokers provided the felling cost of the lumber, and the payment of the upstream lumber broker completed by arriving the lumber at the bottom basin. But upstream lumber brokers sometimes allowed a large number of unrafted logs to drift downstream.
- 2. Downstream lumber brokers organized the lumber quotient trade association constructed in the whole of the basin, and took on the correspondence of driftage logs to increase. The association made the management of the driftage logs a contract system, and introduced the method, which gave it that right by the bid, and they reduced the annual revenue, which could get from the bid for improvement of the waterway of raft.
- 3. Driftage logs were often washed in the levee, and were likely to make it encourage flood damage in the bottom basin. But, the riverside inhabitants of the bottom basin could get a reward from the association by collecting washed logs. The village of the opposite side brought a suit over the reward of the collected driftage lumber in 1915, and it is understood that the economy, which it could get from the driftage log, grew bigger thing than before.
- 4. The lumber trade of Tenryu River basin showed the rapid increase after the middle of Meiji Era that it did not finish coping it with the delivery structure, which had existed from the Edo Period. Then, the driftage logs, which appeared at the time of the river rise, became big meaning of each existence upstream lumber brokers, downstream lumber brokers, and riverside inhabitants.

Key words: driftage logs, upstream lumber brokers, downstream lumber brokers, riverside inhabitants, Tenryu River basin